

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

3102号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-4767

<http://www.zck.or.jp>



中原のイチョウ (福岡県広川町)

もくじ	
情	論
フォーラム	説
報	策
	策
	動
	動
	説
町村ナビ	小規模自治体であるが故の社会的な豊かさを「町村への期待」
	国と地方の協議の場に荒木会長が出席
	自民党一予算・税制等に關する政策懇談会」に岩田副会長が出席
	荒木会長が令和元年台風第19号の被災地を訪問
	特別区全国連携プロジェクト
	東京23区が全国各地域と連携して進める日本の元気づくり
	地方へのひと・資金を強化し企業版ふるさと納税控除も拡大
	2020年度地方創生関係予算概算要求
	岐阜県池田町における地方創生
	「まちづくり」～岐阜県池田町
	特別区長会
	宮口 何迪
	(22)(18) (15) (12) (10)(9)(6)(2)

コラム

災害に備える地域社会づくり

法政大学名誉教授 岡崎 昌之

日本列島を災害が襲う。とくにこの数年、地震や津波に加えて、台風や豪雨による水害が頻度を増すとともに、その被害が深刻化している。平成27年の鬼怒川決壊による常総市周辺が浸水したときには、自衛隊のヘリコプターによる住民救助の光景が目には焼き付いている。平成30年の西日本豪雨では、これまで災害の少なかった岡山県で、50名以上が亡くなる大水害が倉敷市真備町で起きた。半世紀前の河川整備計画が、様々な経緯で先送りされた結果ともいわれる。そして今回の台風19号による長野県から東北にわたる広範囲の大水害である。

一方で、日本ほど水に恵まれた国はない。国土の7割を占める山間部には、豊かな森林が広がり、そこに降った雨は、浄化され、河川を形成し、田畑を潤す。これほど安心して水を飲み、水を使える国は世界でも少ない。しかし水が豊かであったからこそ、古来から水との戦いも多かった。

静岡県大井川町（現焼津市）には舟形屋敷と舟形集落が残っている。大井川左岸のこの

辺りは、大雨が降ると川は氾濫し、人々を悩ませた。しかし氾濫域は土地も肥沃だ。そこで家や田畑を守るために、流れに向かって先端に松や榎を植え、石垣で船の船先のように補強し、全体を一段と高くして船の形の敷地とし、洪水の際には溢れる水を左右に流し、屋敷と家族の命を守った。木曾三川の下流域にも昔から輪中が形成され、古い民家には現在でも、軒先に水害時のための小舟が吊るされているのを見ることが出来る。

当然のことながら、舟形屋敷や輪中で、現在の稠密化した住宅地を水害から守ることはできない。ひところ河川整備についても、景観や親水性の議論もあった。河川に対する認識や関心を高めるうえで、その視点は必要であろう。他方で巨大な神田川地下調整池が東京の内水氾濫を防いだのも事実である。硬軟両様の水害対策とともに、尊い人命を守るためには、普段から地域社会、集落レベルでの信頼、安心、連携の関係づくりを構築しておくことが不可欠である。そのため町村長、職員との不断の地域社会への目配りが必要とされる。

写真キャプション

イチョウは町のシンボルツリーで、太原地区では、秋になると一面黄金色に染まり圧巻の景色を楽しむことができる。見頃は例年11月中旬から12月で、80本のイチョウ並木と黄金の絨毯が見所。持ち主の方の好意で立ち入りできることから、町内外から多くの人々が訪れている。

視 点

小規模自治体であるが故の社会的な豊かさを

―町村への期待―

早稲田大学名誉教授

宮口 侗迪

一、はじめに

この数年、大都市の若者の地方の農山村に対する関心が高まり、実際の移住が増える中で、田園回帰という言葉がすっかり定着してきた。筆者はこの状況を喜びつつ、この週報に、わが国の農山村が本来的にもつてきた価値について、それを強調する一文をたびたび寄稿してきた。それは世界の中で稀に見る高い土地生産性を誇る水田農業と集落という地域社会を基盤に、お祭りなどの行事を含めて長い年月安定した暮らしの場となってきた、都市にはない農山村の価値を、町村の当事者にあらためて認識してもらいたかったからである。

世界に例のない経済成長のもとで都市の成長が続き、農山村の過疎化

が続く中で、かつて住民自体が、都市に対して自らの地域が劣るような認識を持ち、望むべくもない同じような都市化を願う時代があった。しかし人口減少・高齢化の流れは止まらないものの、いま地域に暮らす人たちは、総じて自分の地域に誇りを持つようになってきている。それは、都市の人との出会いやメディアの多くの情報が行き交う中で、地域はそれぞれ多様であり、自分たちには都市にはない価値があるのではないかということが、農山村の人たちに少しずつ認識された結果であろう。その意味で全体として、他人の指摘で自らの価値に気づく「交流の鏡効果」があったことは否めない。

近年地域おこし協力隊の参入によって、鏡効果はますます強まっていると思う。都会育ちの若者は、熟練の技以前に、薪割りなどの農山村

の日常の動作にすら感動するからである。いまや彼らにとっては農山村は外国に近い存在になっているのかもしれない。

しかしそれで喜んでいるばかりでいい未来ができるわけではない。本稿では、小さな自治体であるが故にこそめざすべき、都市にはない地域の社会的豊かさを創造について論じ、町村への期待としたい。

二、地域社会の社会的な豊かさを

筆者は大学院生のころ、山村の集落単位の戸別の訪問調査に基づいて、暮らしを支える仕組みがしっかりとっている集落とそうでない集落では、過疎化の度合いが大きく違うことを見出し、「過疎地域における特例的集落」というテーマの論文を書いたことがある。これは地方の雑

誌だったのであまり知られていないが、今でも筆者が地域社会の社会的価値を重視する出発点になったと思っている。

筆者は20年ほど前に上梓した『地域を活かす―過疎から多自然居住へ―』という著書の中で、一つの章を「社会的な豊かさを創造に向けて」とした。それは、地域活性化といえはすぐに経済的な活性化を思い浮かべる人が多いが、それと共に、むしろそれ以前に、暮らしの場としての地域社会が暮らしやすい居心地のいい場になっているかどうかを問うべきだと、考えたからである。活性化を、いきいきとした関係の中で新しいものが生まれやすい状態と考えるならば、社会的活性化という発想が必要だと今でも考えている。

この主張は当時あまり取りざたされなかったようであるが、その後の

論 説



宮口 侗 勉 (みやぐち としみち)

早稲田大学名誉教授、文学博士
専門は社会地理学・地域活性化論
略 歴

1946年富山県に生まれ、東京大学、同大学院博士課程で地理学特に社会地理学を学ぶ。1975年から早稲田大学教育学部に勤務、1985年教授、その後教育学研究科長、教育・総合科学学術院長を歴任、2017年退職して名誉教授。国土審議会専門委員、大学等設置審議会専門委員、富山県景観審議会会長、富山市都市計画審議会会長、全国地域リーダー養成塾主任講師等を歴任、現在総務省過疎問題懇談会座長として国の過疎政策に関わる。1985年より富山市在住。

著 書

『地域づくり－創造への歩み－』(2000、古今書院)、『新・地域を活かす－地理学者の地域づくり論－』(2007、原書房)ほか。

れが連綿と安定的に受け継がれてきただけに、かつてはその運営は必ずしも閑達なものではなく、新しい取組が生まれにくい状況があった。その延長上に世帯数減少と高齢化が続くならば、弱体化の中で過去の慣習が重荷になるだけという可能性も強くなってきた。集落などの地域社会の仕組み

を、身軽で閑達なものに変えていくことも、社会論的な豊かさの上乗せだと思つた。そのためには集落の単位そのものを見直すことも必要である。私どもの過疎問題懇談会では、過疎地域において、(旧)小学校区などをひとみをつくる集落ネットワーク、その活性化を目指す新たな地域運営組織の育成を提案してきた。この提案も、社会論的な豊かさの地域への上乗せと考えている。新たな地域運営組織が置かれるのが、まち・ひと・しごと創生本部の言つ小々な拠点と考えればわかりやすい。そしてこの地域運営組織は、(旧)小学校区と各集落の区長以下の組織が縦につながるのではなく、地域全体を横断する形で分野別に部会を設け、世帯代表ではなく女性や若者を交えた個人の参加で話し合いを行う形が望ましい。移住者や地域おこし協力隊にも積極的に加わってもらふべきである。社会論的な豊かさをつくり出すには、このような制度的な地域運営組織に限らず、地域の性格と現状に合わせていろいろな手法があり得る。すでに各地でさまざまな形の試みが進められているが、ここでは最近訪れた中から、違ったタイプのものを3

過疎・高齢化の進行によって、高齢者の足の確保や日常の買物など、生活上の困難を解決または緩和するための社会的な試みが多くの地域で実行されるようになった。様々な主体による過疎地有償運送や、診療所の出張診療などに代表されるこれらの動きは、基本的に福祉の問題と考えられがちであるが、これも社会論的な豊かさへの一歩だと思つた。自治体として暮らしやすいを高める仕組みづくりを進めると同時に、地形によつては孤立しやすいそれぞれの地区の暮らしに目配りをするのは自治体行政の基本であるからである。そしてさらに、形骸化した地域行事の見直しとか、時代にふさわしい行事や集会の創設によつて、その地域に暮らすことの価値を高めていく

作業が、いわゆる守りの福祉を超えて、社会論的な豊かさの積み上げであると思える。町村は基本的に小規模自治体であるから、地域の課題は行政当局にキャッチされやすいが、基本的に財政にゆとりがないという弱みがある。しかし小規模ということ、日頃からどこにどういう人材がいるかという情報が自治体関係者に知られているということであり、これが小規模であることの強みに他ならない。過疎化の進んだ地域で今頑張っている人に、地域愛のない人はいないであろう。暮らしを支える新しい仕組みをつくるのに、誰にどのよう

にも働いてもらえば財政に見合う仕組みができるか、いい形での話し合いの場をつくるのが肝要だと思つた。もちろんそこには、公的な支援の制度を熟知した自治体職員の仕事が不可欠である。実際には生活上の困難を克服する仕組みづくりは、すでに各地で展開してきた。平成22年の過疎法改正で導入されたソフト事業への過疎債充当も、各地で活用されている。しかし筆者は、小規模自治体としての町村に、小規模であるが故の社会論的な豊かさを、さらに上乗せして行つてもらいたいと思つた。これは、都市にはない価値をさらに高めるといふことでもある。

農山村の生活の基盤は集落であり、冒頭に述べたように長い年月にわたつて、生産活動のみならず様々な行事や集まりを通して暮らしを支えてきた大きな価値を持つ。ただそれが連綿と安定的に受け継がれてきただけに、かつてはその運営は必ずしも閑達なものではなく、新しい取組が生まれにくい状況があった。その延長上に世帯数減少と高齢化が続くならば、弱体化の中で過去の慣習が重荷になるだけという可能性も強くなってきた。集落などの地域社会の仕組み

例紹介しておきたい。

三 社会論的な豊かさへの意義ある取組

(1) 自治会を統合した高山地区公民館(鹿児島県日置市高山地区)

この事例は町村の事例ではないが、われわれが理念的に考えた地域運営組織の典型であると言える。高山地区は日置市の一部過疎地域である旧東市来町の旧高山小学校区にあり、世帯数1000余り、人口約200人の、山間に集落が散らばる地区である。合併で誕生した日置市では小学校区単位に地域づくりの拠点として地区公民館を置くことを決めたが、世帯数減少・高齢化に危機感を持った高山地区は、話し合いの末、旧小学校区の6集落の自治会そのものを統合して高山自治会を発足させた。

さらにワークシヨップや勉強会を重ねて3年後には地区全員が会員となるNPO法人がらぼう高山を設立し、これが地域運営組織である地区公民館の実働部隊としてさまざまな活動を担っている。旧校舎は地区公民館であると同時に宿泊研修施設の高山地区交流センターでもあり、その管理に加えて6集落の秋のイベントの参加費の事務等を担い、市の



▲高山地区で買い物ツアーに出発する高齢者

交付金による公用車で街中への買い物ツアーを実施、高齢農家の野菜を集荷し特売センターへ出荷するなど、地域の生活を強力に支えている。移動や出荷のドライバー、交流センターでの食事の提供等には決まった賃金が支給され、野菜の売り上げに加えて小さな経済循環も生まれていることが、地域を明るくしている。その後小さな直売施設もできた。活動は集落横断の部会制で行われ、踊りの会など集落を超えたグループ活動も生まれている。

この背景には、地域の大小にかかわらずいい形の地域自治を育てようという市長の姿勢があり、高山地区にもそれなりの交付金がある。しかし高山地区での住民の徹底した話し合いとその後のワークシヨップによる新しい取組の創造が、小さな地域

社会の強みを活かして、基本的な福祉を超えた社会論的な豊かさの上乗せを実現したといえよう。

(2) 自主発生的な組織の例ー和歌山県かつらぎ町天野の里づくりの会ー

この会は、小さな旧小学校区で有志により10数年前に誕生した地域づくり団体であり、制度的に出発した地域運営組織ではないが、今や実質的にその役目を果たしている例である。和歌山市から紀の川を100kmほど遡った山あいであり、なだらかな山々と水田の織りなす穏やかな風景を持つ地区であり、世界遺産の丹生都比売神社と参詣道がある。

ほぼ100世帯の小さな旧小学校区であるが、この会の地区正会員は70名を超える。以前からこの地区の風景に惹かれての移住者がいたが、会の活動の中で移住者はさらに増え、世帯数のほぼ3割になった。県の「企業のふるさと」事業による伊藤忠商事との交流での田植え・稲刈りの農作業研修には、会員は総出で世話をし、その縁でクボタやヤマの機械でのソバ畑の拡充を行い、ソバ打ちのイベントも行うようになった。

会は大坂の田舎ぐらしフェアに4年参加し、次に示すようなリアリ

ティのある田舎ぐらしの7ヶ条を配布した。

①現金は要る②プライバシーは無いと思え③農業で飯は食えないと思え④参加を求められる地域行事の多さを覚悟せよ⑤運転免許は必要だ⑥自分の今までの価値観は通用しないと思え⑦自然は時として大きな脅威になる

これらは一見脅しのように見えるが、実際は田舎の価値をアピールしているものと筆者は考へる。「地域行事の多さ」とか「価値観が通用しない」など、都会で孤独感の中で暮らしていた人にはむしろ嬉しいのではないだろうか。

会は空家の確保などでも移住者に寄り添いながら会への参加を勧め、移住者の大半が正会員になっており、参詣道である町石道の見回りと倒木処理、竹パウダーの糠床製造などの作業は有償である。そして地区にある旧校舎の宿泊施設の管理、農産物直売所、農家民宿、イタンのソバ屋さん、孫タンの女性の古民家カフェなどの関係者はすべて会員である。さらに、未就学児の母の会、小中学生の親の会もあってその関係者も会員であり、子育てを含めて暮らしの課題を相談できる関係が重層的に張り巡らされている。若い母親

論 説

から安心して暮らすことのできる地域という発言も得られたが、これこそがこの地区への移住者が増えた理由だと、筆者は直感した。縦割りではない重層的な関係こそ農山村本来の価値であり、まさに時代に合う社会論的な豊かさが育っていることが実感される。

各地の地域おこし協力隊員からも、田舎の人間関係の率直さに惹かれるという発言を筆者はたびたび得ている。かつて個人が埋没する面倒な人間関係と批判された状況が時代の流れの中でそれなりに進化し、都会育ちからは評価すべきものと受けとめられるようになったと考えるべきかもしれない。いずれにしろ、ある意味で濃い人間関係は今や田舎の魅力の一つと言えそうである。



▲天野地区の孫ターンの女性の古民家カフェ

（3）村がつくった社団法人かわか

みらいふ（奈良県川上村）

最後に行政が、集落ネットワークの形成を視野に入れて、奥地集落の暮らしを直接支える仕組みをつくった事例を紹介したい。奈良県川上村は吉野林業発祥の地であり、険しい地形に200年生を超える人工林が卓越する村であるが、大きなダム建設を受け入れてからは、水源地の村づくりを村是としてきた。なおそのモチーフとなった川上宣言は筆者がかつて起草したものである。将来の消滅可能性ということで上位に挙げられた村でもある。

過疎化の厳しい中にあり、特に険しい地形に集落が点在する東部地区の暮らしを守るために、村は一般社



▲川上村の奥地集落での移動販売

団法人かわかみらいふ設立に踏み切った。東部地区は旧中学校区であり、校舎跡地に建てられたふれあいセンターを法人の拠点として、車両2両を移動販売用に購入、ふもとの町のスーパーと提携して食品などを奥地集落まで移動販売し、宅配も行う仕組みをつくった。移動販売はほかの地区にも回るが、行政が主体となつて移動販売を始めたのは、おそらくわが国最初であろう。企業としての採算は困難であるにしろ、暮らしを守るという公的な目的の解決への英断と評価したい。この車両に随時看護師が同行して高齢者の健康状況をチェックしていることも頼もしい。かわかみらいふは廃業する村唯一のガソリンスタンドも継承し、村の暮らしになくってはならないものになっている。なおこのスタンドは、自動車の入らない家にも灯油の宅配に応じてくれる。

ふれあいセンターは医師の出張診療の場にもなり、カフェもあり低料金でコーヒーが飲めるほか、有料のコピー機も備えられ、住民が気軽に立ち寄れる場となっている。ホールや大小の集会用の部屋もあり、東部地区の小さな拠点としてその役割を大きく発揮している。この拠点での話し合いが重なれば、奥地に点在す

る集落のネットワークと住民の横の連携が生まれ、社会論的な豊かさが積み上げられることが十分期待できると思う。

四 おわりに

高齢者の暮らしを守るといっただけではなく、次世代にそこでの暮らしが支持されるためには、普遍的なインフラ整備の一方で、地域社会としての、都市にはない価値を高めて行くことが重要と思う。人口が増える地域ではいるんなことが成り行きで決まっていた感があるが、特に町村のような小規模自治体においては、顔の見える関係を強みにしつつ、話し合いを重ねて、地域に応じた地域社会のあり方を問い直し、そこに都市ではつくりえない社会論的な豊かさを上乘せし行ってほしい。これが筆者の町村への期待であり、同時に、現行過疎法の期限を間近に控えて、わが国は都市にはない農山村の価値をしっかりと守るべきであるということ、次期過疎法の根拠の一つとして主張していきたい。なお、途中で触れた『地域を活かす』という拙著は、この秋「22世紀アート」という出版社から電子復刻されることを付記する。

国と地方の協議の場に荒木会長が出席

―地方創生及び地方分権改革の推進等について協議―

地方六団体

「国と地方の協議の場」（令和元年度第2回）が、10月31日、首相官邸で開かれ、本会の荒木泰臣会長（熊本県嘉島町長）はじめ、地方六団体代表が出席した。政府側は、安倍内閣総理大臣、麻生副総理・財務大臣、菅内閣官房長官、高市総務大臣、北村内閣府特命担当大臣（地方創生）、武田内閣府特命担当大臣（防災）、加藤厚生労働大臣などが出席し、地方創生及び地方分権改革の推進について協議した。

はじめに安倍内閣総理大臣が挨拶に立ち、「全国各地で相次いだ台風、地震、集中豪雨などによる大きな自然災害によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災



された全ての皆様にお見舞いを申し上げます。一連の台風災害等による被災者の生活と生業の再生に向けた政策パッケージを、来週中にとりまとめる予定である。政府として、引き続き被災自治体と連携し、そして被災地の復興・復興に全力を尽くすとともに、これまでの常識を超えた災害に備え、国土強靱化をさらに強化していく。地方の元気なくして、日本の再生なし。本日ご議論いただく地方創生・地方分権改革の推進は、安倍内閣の最も重要な政策の柱である。これまで地方ならではの特色ある農林水産業、観光支援、地域の産業集積などを生かした地方独自の創意工夫を、1,000億円規模の地方創生推進交付金などを活用し、全力で後押ししてきた結果、地方創生は大きく動き始めている。引き続き、地方の声に徹底して耳を傾け、地域の活力

創出に全力を尽くしていく。今月、3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼児教育・保育の無償化が実現した。来年4月からは、真に必要な子供たちの高等教育を無償化する。また、令和の時代にふさわしい、子供からお年寄りまで全ての方が安心できる社会保障制度を大胆に構想していく。本日の議論をしっかりと受けとめ力強く政策を進めていきたい」と述べた。

協議において、地方六団体から「地方創生及び地方分権改革の推進等について」（資料1参照）を要望し、飯泉全国知事会長（徳島県知事）が代表して挨拶するとともに、各団体代表からも、防災・減災対策、台風19号等の被災地への復旧・復興支援、持続可能な社会保障制度、マイナンバーカードの普及・促進、外国人受け入れ体制の問題、地方議員のなり手不足への対応などに関する発言が行われた。

荒木会長からは、激甚化・広域化する大規模災害について、万全な防災・減災対策と人的・財政支援を求めたほか、特に、多数の倒木により発生した長期間の大規模停電について、「事前防災・減災の観点から立木の点検・伐採などが必要との声を現場の町村から

も聞く。所管省庁が必ずしも明確でない、関係者との調整や財源問題等、多くの課題がある」との懸念を示し、国としての積極的な関与と支援を要請した。次に、最重要課題である、地方交付税をはじめとした一般財源総額の着実な確保を訴え、特に、来年度から導入される会計年度任用職員に係る財政負担の増加に對しての確実な財政措置を求めた。また、自治体業務に関して、「6月にも計画策定等の義務付けの話を申し上げたが、国からの調査・照会業務が増加傾向にあり、住民に向き合った行政サービスに支障が生じている」とし、以前、国で行った『調査・照会業務の最適化計画』のフォローアップをはじめ、簡略化や廃止・統合に向けた抜本的な対策を要請した。

さらに、公立・公的な医療機関について、「中山間地域や離島、広大な面積の北海道等それぞれに切実な地域事情がある中で、住民が安心して暮らしていくための「健康と命を守る皆」として、極めて重要な役割を担っている」と述べたうえで、全国一律の基準で分析されたデータによる拙速な再編統合は絶対に強めないよう、強く訴えた。高市総務大臣は、はじめに「今般の台風、大雨によりお亡くなりになられた全ての方々に哀悼の意を申し上げます。そして、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます」と述べ、「引き続き被災団体の実情を丁寧に向い

活 動



▲協議の場に出席した荒木会長

「から、被災地の早期復旧・復興に向けて全力で取り組んでまいります」と発言した。その後、地方六団体の発言に対し、今後の中長期の被災地支援のための専門職員派遣、応援派遣の仕組みの検討の必要性について触れ、「応援職員の中長期派遣について引き続き全国の地方公共団体に対して積極的に働きかけをさせていただく」としたうえで、地方六団体と連携してまとめられる職員の中長期派遣体制の整備について検討する旨を述べた。

また、財政面に関して、「緊急防災・減災事業債については、これは次年度までの事業期間となっている。この事業期間終了後の本事業については自治体における防災・減災対策に関する取組や地域の実情、課題など勘案して判断をしていく」とし、「一般財源総額についても、地方団体がさまざまな地域の課題に取り組むながら、安定的な財政運営を行うことができるように、新経済財政計画に沿ってしっかりと確保していくと発言した。そのほか、会計

年度任用職員制度導入に伴う財政措置について、「現在、各地方公共団体に対して、準備状況の調査をさせていただいているところ」であるとし、その調査結果を踏まえて、適切に対応していくと述べた。

さらに、マイナンバーカードの普及・促進について、今の消費税増税後のポイント還元による対策が切れた令和2年度からは、マイナンバーカードを活用した消費活性化策を経済対策として行うと述べ、令和3年3月からは健康保険証利用の本格運用が始まるとし、「広報についてしっかりと強化するように職員に指示を出していく」と発言した。また、全国市区町村の窓口対応への人員増、取得申請事務の簡素化などへの対応に必要な経費について、「交付円滑化計画の策定をお願いしているの

で、それを踏まえて、しっかりと支援措置を講じていただく」と強調した。北村内閣府特命担当大臣は、農業による雇用創出について関心を寄せ、「農業による雇用創出は地方創生の観点からも重要な取組であり、まち・ひと・しごと創生総合戦略2018において、地方の雇用対策として位置づけ、情報、人材、財政の面から各地方公共団体の取組を支援させていただいているところ」であるとし、引き続き、年間を通じた農業による雇用創出・新規就農が図れるよう、関係省庁と連携をして、地方創生の取組を進めたいと語った。

また、荒木会長の発言を受けて、「調査・照会業務の合理化や統廃合について進めていかなければならない」としたうえで、補助金の交付手続の簡素化について、「これからも現場の実情を踏まえて、提案をいかに実現できるかという基本姿勢に立って検討してまいりたい」と述べた。

加藤厚生労働大臣は、地域医療構想について、「それぞれの地域において、高齢化に伴って医療ニーズが多様化をしているという実状を挙げたうえで、人口減少等で医療を担う人材が減少しているという課題に言及し、各地域において医療ニーズに即した効率的な医療提供体制を、先行きを見据えながらしっかりと確保していく重要性を強調した。そのうえで、「それぞれの地域において策定していただいた地域医療構想の実現を図るため、地方が先導しながら、私どもがサポートさせていただくというところで進めていかなければならない」と考えを述べた。

また、公立病院等の診療データの分析結果を公表したことについて、「さまざまな厳しいご批判もいただいている。そこは私も真摯に受けとめながら、共通の認識に基づいた中で進めていくという意味で今、それぞれ地域で説明会を開かせていただいている」とし、「今回の公表は将来に担うべき役割を機械的に我々が決めようとするものではなく、これも踏まえながら、そ

れぞれの地域の様子も加味しながらぜひご検討をいただきたい」との趣旨であると説明した。さらに、「引き続きそれぞれの地域からのデータ提供等のご指摘や、それに伴う財政的な対応もしっかりとりながら共同歩調でやっていきたい」と述べた。

武田内閣府特命担当大臣からは、昨今の災害対応と防災・減災対策について、「各省横断の被災者生活支援チームを設置しており、被災者の生活支援を政府一丸となって迅速に進めているとし、「被災自治体が財政的に心配することなく、安心して災害復旧に取り組んでいただけるよう、台風第19号による被害を激甚災害に指定する政令及び大規模災害復興法による非常災害に指定する政令を制定した。加えて、政府としては、現在、総理からの指示を踏まえ、切れ目のない被災者支援と農林漁業者、中小・小規模事業者、観光業や地域への雇用への支援を含めたパッケージを来週中にとりまとめるべく、検討を進めている。引き続き政府としてできることは全てやるこの方針のもと、スピード感を持って、生活再建、そして生業の再建に向けて、全力を尽くしていく」と述べた。

また、災害対応体制については、「関係省庁や地方自治体の連携のあり方についても、不断の見直しを進め、万全の危機管理体制の確保に努めていく」と発言した。

活 動

さらに、国土強靱化について、「近年災害が激甚化する中、国民の生命や財産を守る国土強靱化の取組を進めることは喫緊の課題であり、国土形成における施設基準等の検証は急務であると考えている。また、国土強靱化基本計画においては、高速道路ネットワークの着実な整備、電力インフラのレジリエンス向上や気候変動等の影響を踏まえた治水対策等を掲げ、関係省庁において取組を進めているところである。防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後に向けては、まずは今年度2年目となる3か年緊急対策を着実に実施するとともに、その進捗状況や達成度合い等をしっかりとフォローアップすることが重要な土台となると考えている。こうしたフォローアップの結果も踏まえながら、3か年緊急対策後についても、国土強靱化基本計画に基づき、必要な予算を確保したうえで必要な施策を実施し、国家百年の大計として、災害に屈しない強さとしなやかさを備えた国土をつくり上げたい」との発言があった。

その後の意見交換において、荒木会長は、農山村政策について、「農山村では、耕作放棄地や荒廃森林が年々増大し、また、鳥獣被害は災害レベルに深刻化しており、頻発する台風・豪雨災害で営農を断念し離農する人もいなくなることは、農山村を支える人材がいなくなることは、農山村の崩壊であり、必ず国土全体の荒廃につながっていく」との懸念を示し、「今回の『食料・農業・農村基本計画』の見直しにあたっては、農山村をしっかりと維持し、価値を高める総合的な政策を力強く推進していただきたい」と訴えた。

また、農山村地域や離島等では光ファイバー整備も未だ十分ではないとし、「高度情報通信環境は、産業振興や教育、医療、観光などさまざまな分野において新たな展開を期待できるので、ローカル5G等も含め、条件不利地域への積極的な整備支援をお願いしたい」と求めた。

最後に、6月の「国と地方の協議の場」において、「企業誘致等の際の農振地域の耕作放棄地等の農地転用（農家雇用3割）の規制緩和を求めたことについて、「早速作業に取りかかっていたらいい」と感謝し、「一日も早く規制緩和、あるいは撤廃ができるように」と期待を述べた。

最後に議長である管内閣官房長官が、「本日は六団体の皆さんと非常に貴重な意見交換になったと思っています。特に、災害に関しては、皆さんの現場の視点から具体的なご意見を賜ったと思う。こうしたことについて、政府としてしっかりと受けとめて対応していきたい。今後とも、この場を活用しながら、連携して国・地方を進めていきたい」と述べ、協議の場を締め括った。

※資料1は全国町村会WEBサイトに掲載しています。

法務省「法制審議会民法・不動産登記法部会」に原田副会長が出席

法制審議会民法・不動産登記法部会（部会長・山野直章、早稲田大学教授）が10月29日に開催され、「土地所有権の放棄制度の創設」について、地方三団体からのヒアリングが行われた。本会からは原田眞樹副会長（山形県庄内町長）が出席した。

土地所有権の放棄制度については、所有者不明土地の発生を未然に防止するための手段として、創設が検討されている。

ヒアリングでは制度創設についての地方自治体の意見、所有権が放棄された土地の帰属先、地方自治体の希望により放棄された土地取得を可能とする仕組みや土地所有権放棄の要件等が焦点となった。

原田副会長は、土地所有権放棄制度の創設は所有者不明土地の発生抑止に有効であるとし、放棄された土地の帰属先は国としたうえで、地方自治体が取得を希望する場合に取得可能な仕組みを設けることに賛成するが、事務が煩雑にならないよう配慮が必要であると続けた。

また、土地所有権放棄の要件として、

工作物等の除却費用を所有者負担とすること、所有者や境界が確定された土地であること、土地に有害物質の含有といった瑕疵が無いこと等を挙げる一方、要件が厳しすぎると放棄制度が有効に機能しなくなる恐れがあるため、要件設定の際には、見込みを立てたり、見直し規定を盛り込む等、実績や実態に対応できるようにするべきと述べた。さらに、放棄について審査・認定する機関は、国の責任において公的な機関が担うべきとした。

最後に、所有者不明土地は日本社会全体に影響する問題であると国民へ広く啓発することが重要であり、自治体としても国と連携して住民への周知等を行う必要があることに触れ、「所有権が放棄された土地の帰属先が国になったとしても、いずれかの市町村に所在することとなる。制度設計にあたっては引き続き自治体の意見に耳を傾けるようお願いしたい」と締め括った。

なお、法務省では、同審議会での議論を経て来年度、民法改正法案を国会に提出する予定としている。

活 動



自民党「予算・税制等に関する政策懇談会」に
岩田副会長が出席

全国町村会

自由民主党は11月7日、「予算・税制等に関する政策懇談会」を開催し、地方六団体など自治関係団体から令和2年度予算・税制・政策に関する要望を聴取した。本会からは岩田利雄副会長（千葉県東庄町長）が出席し、大規模災害等からの復旧・復興、地方交付税等一般財源の確保、ゴルフ場利用税の堅持、法人事業税収入金額課税方式の堅持など、町村にとっての重点事項を要望した。

さまざまな施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が不可欠である」と強調し、「町村にとって命綱である地方交付税等」の一般財源総額の確保を強く求めた。

令和2年度税制改正に関しては、全国町村会の「令和2年度税制改正に関する要望」（資料1参照）を示したうえで、この中から特に、ゴルフ

岩田副会長からは、はじめに大規模災害等からの復旧・復興等について、近年特に豪雨による災害が多発しており、今年は九州北部での豪雨災害、台風15号、19号及び21号による豪雨・暴風災害が発生するなど、全国各地で甚大な被害が発生していることから、「全国の被災町村が一日も早い復旧・復興を果たせるよう、万全の措置」と「災害の教訓を踏まえた全国的な防災・減災対策の強化」を要請した。



▲意見を述べる岩田副会長

フ場利用税について、自主財源に乏しい町村にとって極めて重要な財源で、特にゴルフ場所在町村にとってはアクセス道路や消防・救急の財源となり死活問題であること、現在文部科学省から非課税対象を拡大する要望が出されているが、現在すでに18歳未満の若者や70歳以上の高齢者、学校の教育活動は非課税とするなど、ゴルフ振興に十分配慮している点を指摘した。そのうえで、「これに代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ないことから、現行制度の断固堅持」を訴えた。

また、法人事業税収入金額課税方式の堅持について、都道府県税ではあるが、税収の一部が令和2年度から市町村へ交付されることとなっていることに触れ、「市町村にとっても貴重な財源となることから現行制度を堅持」するよう求めた。

最後に、その他要望書に記載されている期限切れを迎える税制の特例の延長等についても、その実現を要請し、意見を締め括った。

※資料1は全国町村会WEBサイトに掲載しています。

活 動

全国町村会

荒木会長が令和元年台風第19号の被災地を訪問

―宮城県、福島県、長野県の各被災町村を訪問・激励―

全国町村会の荒木泰臣会長(熊本県嘉島町長)は、10月29日、令和元年台風第19号による被害のあった宮城県丸森町、福島県鏡石町、同県石川町を訪問した。

宮城県丸森町では保科町長と、福島県では、福島県町村会の小椋会長(北塩原村長)とともに、鏡石町の遠藤町長、石川町の塩田町長とそれ

ぞれ現地にて面談し、被災状況について説明を受け、今後の課題等について意見交換を行ったのち、被災現場を視察した。

また、荒木会長は11月6日、7日に同じく台風第19号による被害のあった長野県川上村、佐久穂町、長和町を訪問した。
川上村では藤原村長(全国町村会

顧問)と、佐久穂町では佐々木町長と、長和町では羽田町長(長野県町村会長)とそれぞれ面談し、被災状況について説明を受けるとともに、今後の課題等について意見交換を行い、被災現場を視察した。

荒木会長は「この度は心からお見舞いを申し上げます。各町村会とも連携し、被災された町村のために、1

日も早い復旧・復興に向けた取組が迅速になされるよう国にしっかりと対応を求めていきたい。現地をこの目で確かめ、被災状況を把握し、現状を踏まえて被災地の意向に沿った要望をしていく」と述べた。



丸森町 保科町長(中央)と面談する荒木会長(右奥)



丸森町 被災現場を視察



鏡石町 小椋福島県町村会長(右手前から3人目)とともに遠藤町長(左手前から2人目)と面談



鏡石町 被災現場を視察

活 動



石川町 被災現場を視察



石川町 塩田町長（右奥）と面談



川上村 被災現場を視察



川上村 藤原村長（中央）と面談



佐久穂町 被災現場を視察



佐久穂町 佐々木町長（右奥）と面談



長和町 被災現場を視察



長和町 羽田町長（中央）と面談

特別区全国連携プロジェクト

～東京23区が全国各地域と
連携して進める日本の元気づくり～

特別区長会

特別区長会は、東京23区間の連携を図り、特別区政の円滑な運営と特別区の自治の進展に資するため、昭和22年5月1日に設立された特別区23区長が組織する任意団体です。現在、特別区長会が各地の町村会と連携し、東京を含めた全国各地域の経済の活性化、そしてまちの元気づながるような取組として展開している「特別区全国連携プロジェクト」についてご紹介いたします。

1 信頼関係・絆の強化に向けて

特別区全国連携プロジェクト(以下「プロジェクト」)は、東京を含む全国各地域がともに発展・成長し、共存共栄を図ることを目的に、特別区(東京23区)と全国各地域が連携・交流事業を行う取組として、平成26年(2014年)9月に特別区長会が立ち上げたプロジェクトです。

我が国は、人口減少社会を迎えるなかで、地域の崩壊や経済の衰退などが懸念されており、今まさに地域の活性化が求められています。国もこれを課題として位置づけ、「地方創生」に力を注いでいます。

特別区(東京23区)は、930万人を超える人々が住まい、昼間は1千2百万人を超える人々が活動する大都市地域です。東京は、「一極集中」と表現されることもありますが、人材の交流、経済、生活全般に至るまで、全国各地域の支えがなければ成り立たない地域

です。

23人の特別区長で構成される特別区長会では、全国各地域あつての東京であるという視点に立ち、互いの良いところを活かし、足りないところは補完し合い、東京と全国各地域が抱える課題を共に克服していくことが必要だと考えています。そして、相互の信頼関係・絆をさらに強化し、双方が発展していくための取組を進めています。

2 プロジェクトのあゆみと現在

(1) 連携・交流の拡大

平成26年9月に、前段で述べた趣旨を全国の皆様にご理解いただくため、趣意書をまとめ、全国の基礎自治体に呼び掛けることからプロジェクトをスタートさせました。

当初は試行錯誤の状態にありましたが、各区個別の交流事業の実施や、23区の担当課長を集めた連絡組織(全国連携プロジェクト連絡会)を設置して全体事業の企画・実施を行う等、翌平

成27年(2015年)以降に徐々に具体的な行動ができるようになりまし

た。事業の実施にあたり、公益財団法人特別区協議会と協力して行う体制を整え、全国に情報発信を行うための専用HPを立ち上げるとともに、プロジェクトに賛同いただいた自治体向けの登録制度を開始し、会員自治体間での情報共有が可能な双方向のコミュニケーション環境の創出にも努めてきました。

大きな節目となったのは、平成28年(2016年)4月の「第1回全国連携シンポジウム」(テーマ「遠隔自治体間連携の可能性と展望」)でした。学識経験者や関係団体の首長が参加したこのシンポジウムを契機に、今後の交流のあり方として、これまで主流であった自治体間の1対1の交流に加え



▲第1回全国連携シンポジウム
パネルディスカッションの様子

政 策

図1 特別区と連携・交流している自治体数（令和元年8月1日現在）



▲北海道町村会、京都市市長会、京都府町村会との連携協定締結式

て、遠隔地間も言めた広域地域間の「一面と面」の連携を一層進めていくことの重要性が確認されました。

同時に、全国的基础自治体の中で、プロジェクトの趣旨に最初に賛同していた、北海道町村会、京都市市長会、京都府町村会と特別区長会

との間で初の連携協定がそれぞれ締結されました（平成28年4月26日）。

またこの間、プロジェクトの展開に関する23区の共通認識を形成することなどを目的に「特別区全国連携プロジェクト推進方針」（以下「推進方針」）を策定（平成29年3月）しました。

推進方針においては各区における連携・交流事業に加え、23区が一体となつて取り組む主要事業を確認し、地域間連携を重層的に展開することとしました。

以降、連携・交流を進める自治体数が徐々に増加し、事業数も拡大しています。現在は姉妹都市、友好都市等を含め、特別区と連携・交流している自治体数は一千を超えるまでになりました。プロジェクトのHPへの登録自治体数も徐々に増え、45都道府県、266団体となりました。

また、広域的な連携・協力を図るため、特別区長会が各地の市長会・町村

表1 特別区長会との広域連携協定締結団体（令和元年10月26日現在）

団体名（協定締結年月日）	構成自治体数
北海道町村会（平成28年4月26日）	144
京都市市長会（平成28年4月26日）	26
京都府町村会（平成28年4月26日）	40
青森県市長会（平成28年6月25日）	17
青森県町村会（平成28年6月25日）	9
千葉県町村会（平成29年1月19日）	27
広島県町村会（平成29年1月27日）	35
奈良県町村会（平成30年2月21日）	23
群馬県町村会（平成30年4月16日）	37
群馬県市長会（平成30年4月16日）	14
埼玉県町村会（平成30年5月1日）	372
千葉県市長会（令和元年10月26日）	
山梨県町村会（令和元年10月26日）	
合計	



▲魅力発信イベント 全国連携マルシェの様子



▲魅力発信イベント 開催セレモニー フォトセッションの様子

とと協定を締結した地域、自治体数が大きく増加し、9地域372団体（令和元年10月26日現在）となっています。

(2)各種事業の展開

各地の観光情報や特産品を紹介す



▲東北絆まつり 特別区 PR ブースの様子 人気の「とくべつクマ」

る、「魅力発信イベント」の開催や、東京区政会館を活用した情報発信、東日本大震災からの復興を理念とする「東北六魂祭」への協力等、23区が一体となつて取り組むプロジェクトの主要事業として、現在に至るまで実施されているいくつかの事業もスタートさせました。

表2 特別区長会との協定締結企業

締結企業名	締結年月日	主な取り組み
第一生命保険株式会社	平成30年8月23日	○ビジネス交流会の開催 ○「けんしん」活動の推進
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	令和元年5月31日	○ドローンを活用した防災対策推進への取り組み ○美術館を活用した芸術教育の連携
三井住友海上火災保険株式会社	令和元年9月11日	○経営サポートセンターの活用 ○スポーツイベントにおける連携

政 策

表3 特別区が連携して対応した災害支援の状況

発生時期	災害名	主な支援内容	
平成20年 6月14日	平成20年岩手・宮城内陸地震	復興支援金の提供(岩手県市長会/宮城県市長会)	
平成23年 3月11日	東日本大震災	復興支援金の提供(岩手県/宮城県/福島県/茨城県/栃木県/千葉県)、職員派遣・支援物資等の提供	
平成25年 10月16日	平成25年台風26号(伊豆大島土砂災害)	復興支援金の提供(東京都大島町)、職員派遣	
平成28年	4月14日~16日	平成28年熊本地震	復興支援金の提供(熊本県/大分県)、職員派遣・支援物資等の提供
	8月30日~31日	平成28年台風10号	復興支援金の提供(北海道/岩手県)
	10月21日	平成28年鳥取県中部を震源とする地震	復興支援金の提供(鳥取県)
平成29年	7月5日~6日	平成29年7月九州北部豪雨	復興支援金の提供(福岡県/大分県)
	7月22日~23日	平成29年7月22日からの梅雨前線に伴う大雨	復興支援金の提供(秋田県)
	9月16日	平成29年台風18号	復興支援金の提供(大分県)
	10月21日	平成29年台風21号	復興支援金の提供(三重県/京都府/和歌山県)
平成30年	6月18日	平成30年大阪府北部を震源とする地震	復興支援金の提供(大阪府)
	7月	平成30年7月豪雨	復興支援金の提供(岐阜県/京都府/兵庫県/岡山県/広島県/山口県/愛媛県/高知県/福岡県)、職員派遣
	9月6日	平成30年北海道胆振東部地震	復興支援金の提供(北海道)、職員派遣
令和元年	8月	令和元年8月の前線に伴う大雨	復興支援金の提供(佐賀県)
	9月8日~9日	令和元年台風15号	復興支援金の提供(千葉県)、見舞金の提供(東京都島しょ部)、職員派遣・支援物資等の提供
	10月12日	令和元年台風19号	復興支援金の提供、職員派遣・支援物資等の提供

また、特別区長会は、全国連携プロジェクトの趣旨に賛同し、連携して取組を展開したいとの申し出をいただいた企業と協定を締結しています。今後、協定にもとづき賛同企業の協力による、東京23区や各地域自治体を対象とした事業を実施していきます。

(3)被災自治体への支援

【東日本大震災】

東京23区は、プロジェクト発足以前から進めていた大規模災害等の被災自治体に対する支援を、改めてプロジェクトの一環として位置付け、実施しています。

特に、未曾有の大災害となった東日本大震災では、保健師、技術職員、事務職員の派遣、支援物資や復興支援金の提供、災害廃棄物の受け入れ、23区内での避難所・避難住宅の提供等を行いました。職員の派遣は累計7,000人を超え、現在も60人以上の職員が被災各地で復興事務に従事しています。

【平成28年熊本地震】
熊本を中心に九州を突然襲った地震では、復興支援金を提供することにも、支援物資の提供や保健師、技術職員、事務職員

の派遣を行いました。

【その他】

平成30年大阪北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震等の被災地へも、23区が一体となって支援を行っています。また今年は9月から10月にかけて、台風等の風水害が多く発生しました。23区は定められた対口支援の枠にとどまらず、被災自治体からの要請にこたえられる限りの支援を実施しています。

こうした支援は、被災地のためだけにとどまらず、東京が被災地となったときにどのように対処するかなど、多くのことを学ばせていただいています。



今後主に以下の視点で展開を図ります。

(1)広域的連携の推進ー協定締結自治体等との連携推進と広域共同計画の策定ー

プロジェクトの大きな方向性である広域同士の交流実現のため、特別区長会と連携協力協定を締結した自治体等との連携協力を進めていきます。

その一環として、複数の自治体と複数の特別区により、地域再生法にもと

づく地域再生計画(広域共同計画)を共同策定し、交流事業を実施していきます。

現在、北海道十勝地域、京都府山城地域の市町村との計画策定について協議中です。今後も、共同策定実施の機運がある地域や自治体と特別区との共同計画の策定を検討します。

(2)全国連携協働プラットフォームによる事業展開

プロジェクトの推進に向け、プラットフォーム機能を強化します。プラットフォーム機能により、現在進めている広域共同計画による各種事業の実施を支援するとともに、新たな広域共同計画策定を検討する場合の事前調査・調整等を行います。

(3)関係人口拡大に向けた事業実施

国においては、平成29年12月以降、プロジェクトの取組を、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針」に位置づけていきます。

「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」(令和元年6月)においては、プロジェクトについて『都市住民の全国各地域への関心を高めるとともに、地域間の相互理解や交流を深めるため、各地域の特産品の販路開拓などの産業振興や観光振興等を図る取組など、東京23区などの都市部と全国各地

政 策

域が連携した取組を促進する。」として記載されています。

今後、プロジェクトでは、関係人口の創出・拡大も視野に入れながら、関係自治体等との連携に努めていきます。

4 まとめにかえて

プロジェクトは、開始以来5年が経過し、連携の輪が広がってきました。今後の展開に向け、特別区長会では特別区(23区)や全国各地域・団体がそれぞれの状況に応じて無理をせず、できる範囲で地道な取組を重ねながら、連携・交流を丁寧に続けていくことが大切だと考えています。

特別区長会では、今回ご紹介した内容を中心に、当面令和4年度(2022年)までの見通しを立てながら各種事業を展開していきます。

詳細は下記のHPをご覧ください。

※特別区長会HP <http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/>

※全国連携プロジェクトHP <http://collabo.tokyo-23city.or.jp/>

※プロジェクトの事業実施にあたっては、特別区長会と公益財団法人特別区協議会が連携して取り組んでいます。

政 策 解 説

地方へのひと・資金を強化 ＝企業版ふるさと納税控除も拡大＝

－2020年度地方創生関係予算概算要求－

内閣府と内閣官房の地方創生関係2020年度予算概算要求は、前年度当初予算比20.2%増の1262億円と決まった。主に先端技術などを活用し地域活性化に取り組む自治体や、東京から地方への移住・起業を支援する。また、定住には至らないが兼業などで地域に関わる「関係人口」の創出・拡大、情報通信技術(ICT)など「Society 5.0」の実現を目指し、技術を活用した事業を通じて地域課題の解決を図ることができる「デジタル専門人材」の派遣を新たに実施する方針だ。税制改正要望では、自治体の地方創生事業のため寄付した企業が税優遇を受けられる「企業版ふるさと納税」の税額控除割合の拡大や手続きの簡素化を求めた。こうした取組により、来年度から始まる地方創生第2期において、地方へのひと・資金の流れを強化する構えだ。

地方創生は第2期に

政府は6月、2024年度の地方創生第2期に向けた基本方針を閣議決

定した。基本方針では、60年に人口1億人を維持するとした長期ビジョンや第1期総合戦略の基本的な枠組みを維持。基本目標に①雇用の創出と人材育成②地方への新しいひとの流れをつくる③結婚・出産・子育ての希望実現と全世代活躍型の地域社会④時代に合った地域づくりを掲げた。また、新たな視点として「関係人口」の拡大、「Society 5.0」の実現に向けた先端技術の活用、NPOや企業とついった民間との協働などを挙げている。基本方針を踏まえ、12月に第2期「総合戦略」を策定する予定だ。20年度概算要求

は基本方針に示した目標や考えなどに基づいた取組を行うための予算を計上している。

19年3月現在、東京都中央区を除く1787団体が第1期の地方版総合戦略を策定している。各自治体には次期地方版総合戦略の策定も促している。政府は地域の人口動向の分析や将来人口推計に必要な基礎データを提供するなど、必要な支援を実施。また、自治体には19年度までの5年間の地方創生に関する取組の効果検証に加え、個々の行政区域を超えた自治体間の連携を要請。広域連携の視点を踏まえた戦略づくりも促す。すでに広域連合単位で総合戦略を策定した地域の事例などを参考にしてもらいたい考えだ。

一方、第1期戦略の策定時と同様、

政 策

地元産業界や大学などの研究機関に加え、金融機関や労働団体、マスコミ関係者や税理士・弁護士といった「産学官金労言士」の多様な主体、幅広い年齢層の関与も求めている。自治体が主体性を持ち、策定プロセスをコンサルティング会社任せにすることのないよう呼び掛けている。

キーワードは「関係人口」

20年度から始まる地方創生第2期は「キーワードは関係人口」(まち・ひと・しごと創生本部幹部)だという。関係人口とは、地域課題の解決や将来的な地方移住に向けた裾野を拡大するため、定住に至らないものの、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者だと定義される。

都市部の住民が地方への移住を考えていても、家庭や仕事の都合で、現実に難しいことが多い。そうした事情を踏まえ、兼業で仕事をしたり、イベントの手伝いをしたりといった地方との新たな関わり方が広がっている。茨城県笠間市では都市部の住民が酒米田んぼのオーナーとなり、生産者や地域を応援する取組が行われている。また、北海道上士幌町はふるさと納税寄付者を対象に東京でのイベントを開催するなど、先進的に取り組んでいる自治体もある。

る。

政府は、こうした関係人口の創出・拡大を目指し、都市部の人材と地方をつなぐモデル事業を行う。新規事業として実施する方針で、概算要求に1億円を盛り込んでいる。同事業では関係人口になり得る都市部の住人と、人手不足に悩む地方をマッチングするための支援を行う。例えば、民間企業が会員制ホームページを運営し、登録者に対し、兼業できる地方の仕事や地域に関する情報を提供するサービスなどを想定している。具体的な事業を企業や官民連携協議会などから公募する方向で検討している。採択されたモデル事業の実施主体には、HP運営費用など関連経費を補助する。

また、廃校寸前だった島根県立隠岐島前高校が行った「高校魅力化プロジェクト」を参考に、「地域留学」事業も新たに実施する。高校生が育った地域外の学校で過ごし、地方の魅力を知る機会を設ける。「地域留学生」として、育った地域外で生活することで、関係人口の創設や拡大につなげたい考えだ。概算要求に関連経費を盛り込んでいる。

都道府県と東京23区を除く市町村が対象。国が補助金を交付する団体を最大10件選定する。その後、地域

留学生の受け入れを希望する学校が課外活動などで魅力的な学校生活を送られることなどをPRし、それぞれ生徒を募集する。生徒は面接や書類審査を通じて、選ばれる仕組みだ。

地域留学生は高校2年生の1年間、留学先となる地域外の高校で生活を送る。在籍高校からの転籍はしない。留学先の高校でのボランティア活動や学業の成果を在籍高校の単位認定ができるよう調整する。授業料などの変動はなく、留学生は留学先での生活に要する実費のみを負担することを想定している。

ただ、1年間、他の地域の学校で生活を送りたいと思っている高校生を集めるのは難しい。そのため、自治体には生徒が留学したいと感じる魅力的な学校生活を送られるよう、企業や地域の住民も含めたコンソーシアムを形成したり、地域との調整役となるコーディネーターを登用したりするよう求める。

「Society5.0」実現へ

政府は、人材面の支援強化も図る方針だ。新たに「ふるさと応援専門人材派遣制度」(仮称)を創設し、現行の地方創生人材支援制度の「民間人材の派遣」を独立させる形を取る。自治体への人材派遣に協力して

もらえる企業の発掘や自治体が求める民間人材のニーズの掘り起こしなどを調査するための費用として、概算要求に3000万円を盛り込んでいる。

新制度では、自治体への人材派遣に理解がある企業が、ICTや観光、特産品の販路拡大など地域のニーズに対し、協力できる分野や人材に関する情報を提供。受け入れ側の自治体は企業側が提示した情報に基づき、民間人材の登用を検討する。

当面は地方創生人材支援制度で過去に自治体に人材を派遣した実績のある企業に呼び掛け、協力を求める。今後、経済団体などと連携し、新たな企業の発掘を行う。地方創生人材支援制度では、受け入れる自治体の人口規模を10万人以下とする要件を設けていた。新たな制度では、人口要件を緩和する方向で検討している。第1回の人材派遣は21年4月を予定している。

一方、新制度に先駆け、ICTなどの「Society5.0」の実現を目指し、技術を活用した事業を通じて地域課題の解決を図ることができると「デジタル専門人材」を自治体に派遣する。対象自治体は、政令市を除く市町村。NTTドコモ、ソフトバンク、LINEといった通

政 策

信大手のほか、NECやパナソニック、日立製作所などのメーカーが派遣に理解を示している。同本部は「デジタル専門人材」でも同様、協力を得られた企業が貢献できる分野や人材などの情報を市町村に提示。市町村からの希望を受けて、両者をマッチングする方針だ。

派遣される人材は、市町村の課長、部長、副市町村長など、地方創生を担当する常勤職の幹部職員が非常勤職の顧問、参事などを担う。派遣期間は常勤職、非常勤職ともに原則として2020年4月1日から半年以上2年以下を予定している。「地方創生未来技術支援窓口」も開設し、地方自治体からの「デジタル専門人材」に関する問い合わせなども受け付ける。

北村誠吾地方創生担当相は9月27日の閣議後記者会見で「多言語翻訳による観光客へのおもてなしの向上、自動運転による高齢者らの移動手段の確保などで、専門の知識や経験を活かし、地域をより便利に住みやすくすることが期待される」との考えを示している。

企業版ふるさと納税を活用

税制改正要望では、19年度末までとなっている、企業版ふるさと納税の法人関係税(法人税、法人住民税、

法人事業税)に係る税額控除の特例措置の期間を、24年度までの5年間延長するよう求めた。また同時に、控除割合を現在の寄付額の3割から6割に引き上げることも要求。実現されれば、自治体への寄付に対する損金算入と合わせると、寄付額に対する企業側の持ち出しは約1割に軽減されることになる。例えば、企業が100万円を寄付すると、法人関係税で最大約90万円の税が軽減される計算だ。

一方、自治体の要望なども踏まえ、企業版ふるさと納税の寄付金が活用できる事業の認定手続きも緩和させ、制度の活用を推進させる。具体的には地域再生計画に盛り込まれていた事業を個別に認定する方式から、包括的に認定するよう検討を進めている。また寄付金と併用可能な国の補助金などの範囲を拡大したい考えだ。

この他、東京23区から地方に本社機能を移転、または地方拠点を充実する企業を税優遇する「地方拠点強化税制」について、2年間の期限延長も要望。「人手不足で新規雇用の確保が困難」といった企業や自治体の声を踏まえ、雇用数に応じた減税措置の要件緩和を求めた。

(時事通信社内政部 大利 真之)

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

<http://www.zck.or.jp/choson/>

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えています。ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。



現地レポート 町村独自のまちづくり

池田町マスコットキャラクター「ちやちやまる」と池田山麓茶園での茶摘み



岐阜県池田町における地方創生
町民と役場の協働による『まちづくり』



池田町の概要

池田町は、面積38・80km²、濃尾平野の北西部に位置し、西に標高約924mの池田山を背負い、平野部を一級河川の揖斐川等が流れる自然環境豊かな町です。

町の中央には国道417号線が南北に横断しており、大垣市まで12km、岐阜市まで20kmのところに位置しています。公共交通機関として、養老鉄道があり、大垣・岐阜・名古屋方面への通勤・通学等の足として利用されています。また、町内各所を無料で巡回する池田町コミュニティバスを運行しています。

池田町の魅力は、池田山周辺の自然を活かした観光です。なかでも「池田温泉」は平成8年のオープン以来、年間入浴者数約50万人を維持しており、令和元年6月29日には、総入浴者1、



▲池田温泉本館 露天風呂 (寝覚めの湯)

100万人を達成しました。全国的にも珍しい重曹以外の成分をほとんど含まない純重曹のお湯により、入浴すると肌がつるつる、すべすべになる特徴をもっており、泉質ランキングでは第1位を獲得したこともあります。スラ



フォーラム



▲池田山 霞間ヶ溪の桜

イダー風呂や歩行浴、寝転び湯、壺湯など温泉を楽しむ工夫がしてあり、さらに、隣接した「道の駅 池田温泉」では、地元の採れたて野菜や特産品などの買い物めぐりを楽しめます。池田山ではその地形を活かしたスカイスポーツが人気で、パラグライダーやハンググライダーなどが行われています。池田山の山頂付近にあるグライダーの発進基地では、空気の澄んだ日には御嶽山や伊勢湾、北アルプス、南アルプスが眺望できます。濃尾平野を一望できる展望は東海最大級の美しさを誇る夜景スポットになります。他にも山麓沿いにある自然公園「大津谷公園」ではキャンプやバーベキューが楽しめます。また、国指定の天然記念物「霞間ヶ溪の桜」に隣接し、平成30年

池田町のまちづくりは平成27年に遡ります。国の人材支援制度を活用し、文部科学省の職員を地方創生専属として迎え入れ、体制づくりを進めました。外部からの視点を取り入れ、地元の人気がついでない町の魅力を掘り起こしながら地方創生に取り組みたいと考えたからです。まちづくりは人づくりという考えのもと、「町民と役場の協働によるまちづくり」をコンセプトと

池田町地方創生のコンセプト
～お任せ民主主義からの脱却～

4月に花の観光スポットとしてオープンした「霞間ヶ溪花畑」では春は芝桜、枝垂れ桜、ドウダンツツジの花、夏は紫陽花、秋はモミジやドウダンツツジなどの紅葉、冬は寒椿というように1年を通して美しい花が楽しめます。



▲池田町PR動画「池田の四季(ドローンver.)」(町ホームページから閲覧可能)



▶池田の四季(ドローンver.)



▲平成27年ワークショップ (池女会)

し、官民が一体となって町の課題を考え、それを解決していくプロジェクトの実行を目指しました。まずは、これまでまちづくりに対して町民が意見を伝える機会や場所がなく、参加する方法が分からないという現状があったことから、2種類の町民ワークショップを開催しました。1つ目は、20～50代の女性を対象とした「池女会」です。池女会では、女性目線で、結婚・出産・子育て・日常生活について議論しました。2つ目は、だれでも参加できる「アイデア工房会議」です。こちらは、教育・福祉・産業・観光・移住定住について幅広く議論しました。町ホームページ等で、参加者を募集した結果、池女会25名、アイデア工房会議33名の申し込みがありました。池

プロジェクトの実行
～構想から実現へ～

- プロジェクトの実行には発案した町民の参加が不可欠ですが、幸い、ワークショップ参加の人達はまちづくりへの関心が高く、引き続き協力していただくことができました。各プロジェクト町民3～5名、役場職員5名から成るチームをつくり、企画準備から実施にまで至りました。以下、現在も継続中の主なプロジェクトを紹介します。
- ①町民がまちに愛着を持ちPRできるようになること
- ②人とのつながりや語らいの楽しみがあること
- ③町民が安心していきいきと働けること

●町民による池田の魅力発信

「池田の魅力を見直し情報発信する」プロジェクトです。池田の魅力の

フォーラム

再発見と池田町好きを増やすために「幅広い層の女性目線とクチコミ力」を活用しようと考え、池田高校の女子生徒にも編集への参加を依頼し、お洒落な情報誌「いけ本」が完成しました。

●池田山を活用した体験交流ツアーの実施

「交流人口と観光消費額の増加を目指す」プロジェクトです。池田町の観光資源の調査分析や体験交流ツアーガイドの育成を行い、GPS機能がついた電動アシスト付き自転車モデルコースを回るモニターツアーを実施して推奨観光コース検証を行いました。この際、「ご当地版「るるぶ池田山」も作成し、併せて、池田町の観光資源と人材活用を組み合わせた体験型ツアー「まるっと体験交流ツアー」を年3回ほど実施しました。

また、大津谷公園では「バーベキューハウス」を増設し、利用者数や収益の増を目指しています。

●IT・SNSを活用した農産物等の情報発信、販売

「インターネット販売を通し、農産物生産者の収入・雇用増加、後継者獲得につなげる」プロジェクトです。希望された15名の生産者自らで販売サイトを運営し、町は初期費用と年間ランニング費用、運営のためのアドバイザー派遣等を支援しました。このサイ



▲子育て・就労応援センター

トは、商品を販売するだけでなく生産者の人柄や想いを伝える記事を掲載していることが大きな特徴です。

●子育て・就労応援センターの整備

「子育て・就労応援センター」の整備・運営プロジェクトです。妊娠・出産から育児まで切れ目ない包括的な支援の充実を図るとともに、「子育て中であつても働きたい、収入を増やしてもう一人子供を産みたい」という希望を叶えるため、ハローワークとの連携のほか、町内の子育て応援企業とのマッチングやスキルアップ講座の開催などを行っています。子育てしながら安心して働ける環境や社会の実現を目指しています。

これらのプロジェクトは、池田町の地方創生総合戦略の柱「①住民の幅広い参画②データに基づいた地域課題の抽出③政策目標の数値設定とPDCAサイクル確立④地域間の広域連携推進」を根幹に持ち、それぞれまちのあるべき理想像に向けて実行しています。

池田町と養老鉄道の関わり、支援の取組

揖斐駅から三重県桑名駅までの全長57kmのローカル鉄道養老線は、年間およそ600万人の方々ご利用し、地域住民の生活を支える重要な公共交通機関です。しかし、年々、人口減少と共に利用客が減少し、年間の赤字額から存続維持という課題があり、利用客増のためのアイデアが求められていました。



▲池田町PR動画「岐阜県池田町レンタサイクル」(町ホームページから閲覧可能)



▲岐阜県池田町レンタサイクル



▲池野駅とまちづくり工房「霞溪舎」

町では、電車とレンタサイクルを活用した「揖斐池田サイクルトレイン日本一への挑戦プロジェクト」を地方創生事業「養鉄トレクル推進事業」として実施しています。これは、池田町・揖斐川町内の観光用二次交通として2駅で電動自転車をレンタルするもので、スマートフォンでの予約・貸出ができるほか、GPS機能付きのため返却はどの貸出先でも自由です。

また、平成29年度から力を入れてきたプロジェクトの1つに「まちづくり工房事業」があります。有志7名の「まちづくり工房運営委員会」が、まちづくり工房「霞溪舎」(養老鉄道池野駅舎を活用)の管理委託を受け、まちづく

フォーラム



▲わかも会の活動

りの拠点となるよう活動してきました。ここで、様々な夢を持った人が集まり、語り、夢の実現に向けて活動する姿は、町の活性化や持続的な発展を目標とする地方創生の姿にも重なります。特に、中学生を含め25名ほどの有志グループ「わかも会」の活動は、町のPRに大きく貢献しています。町の魅力をテーマに地元の和菓子屋さんとコラボレーションして開発した羊羹「ときめく」の販売、池野駅イルミネーション点灯式の企画・運営など地域活性化のために幅広く精力的に活動中です。

わかも会等団体の活用、養老鉄道や町のPR効果により、霞深舎の利用者数は年間5,000人を超えるようになりました。

他にも、民間主導による地方創生プ

ロジエクトを推進する「地方創生プロジェクト推進助成金」を毎年実施しています。アイデア、事業実施者を募集し、事業認定された方に助成金を交付しています。交付例として、昨年は地元有志による「池野ピアステーション」や「お庭マルシェ」が池野駅周辺を会場として実施され、町内外の多くの人たちを呼び込み大盛況でした。

地方創生事業は、平成31年3月の総合戦略の改訂で2つの新プロジェクトを加え、合計22事業となりました。町内の空き家を取得して居住する方には5年間固定資産税を免除するほか、改修費を一部助成する制度や町への移住推進を狙った「東京圏からの移住支援事業」などを追加しました。

これまで紹介した各プロジェクト活動を通して、まちづくりに関心を持つ人が増え、それぞれの能力を活かして活躍できる環境が出来上がりにつつあります。この仕組みを途絶えさせることなく町の発展に活かしていくことが大切であると考えます。

町の地域活性化政策など

池田町はふるさと納税にも力を入れています。寄附金の使い道として養老鉄道の存続支援や子育て支援の補助金など行政事業への活用に焦点が当てられることが多いのですが、一方で若い方が起業して返礼品を扱う事業者にな

り、また、町内商店の販売チャンネルが増えて町の特産品を知ってもらう良い機会に繋がるなど、町内の産業分野にもいろいろな変化が現れています。

池田山に生息する野つさぎをモチーフに、耳は町特産品「美濃いび茶」の葉、頭に桜の髪飾りを付けた池田町マスコットキャラクター「ちやちやまる」も地域振興の一翼を担ってくれています。職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、これまで町内外のイベントに積極的に参加し知名度を広げてきました。「ちやちやまるプロジェクト」は外部委託を行わず、全て職員の発案で創意と工夫を重ねて作り上げており、ツイッターやインスタグラムなどのSNSには旬の情報をアップしています。先日、長野県で開催された「ゆるキャラグランプリ2019」では、ご当地ランキング全国7位、県内1位



▲池田山×養老鉄道×ちやちやまる

と健闘しました。これからも池田町PRのため頑張ります。

これからのまちづくり

町が地方創生事業を活用してさまざまな分野で新たな挑戦をしていることについて、町民からは非常に大きな関心を持って見られています。多くの方がまちづくりに関わることで事業のスケールアップが図られ、より良いものになっていくと考えています。今年度は、新たな将来に向けた「池田町第8次総合計画」を策定する重要な年でもあります。これら地方創生事業を活かしながら、さらに町民アンケートや町民ワークショップ、計画審議会などさまざまな方からの意見も取り入れ、より良いまちづくりのための総合計画を策定していきます。

最後になりますが、過去には「ぎん清流国体」開催に伴う民泊受け入れで町全体の協力体制が進み、各地区のまとまり、助け合いが生まれ、人情あふれる町になった経緯があります。今後はこの思いを引き継ぎ、子育て世帯に向けたサポート、要支援者などの見守りを大切に助け合いのまちづくりを進めると共に、住民が安心して暮らせる、環境を大切にしながらいつまでも輝き続ける町として発展していく町政を確立したいと考えます。

池田町長 岡崎 和夫

さまざまな「集いの場」を 演出いたします

東京でのイベントに最適な
絶好のロケーションを誇る全国町村会館。
かけがえのないひとときを、
上質なサービスでおもてなしいたします。

県人会など同郷者の集い、
同窓会、親睦会などの懇談会

観光PR、移住セミナー
職員採用試験などの説明会

職員旅行・家族旅行

広さと設備が多彩な大ホールと、3つの
会議室がございます。
会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用
いただけます。



和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、
会議室・宴会場のほかに、
ふたつのレストランもございます。
お気軽にお立ち寄りください。



カジュアルレストラン「ペルラン」



和食処「さいから」

客室のイメージ	SINGLE ROOM シングル 119室	DOUBLE ROOM ダブル 12室	TWIN ROOM ツイン 18室

和室もございますのでお問い合わせください。(禁煙ルームもご用意しております。)
※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。



ご予約・お問い合わせ

全国町村会館
TEL.03(3581)0471
FAX.03(3581)0220
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号
ホームページアドレス <http://www.zck.or.jp/kaikan>

- 全国町村会館へのアクセス
- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
 - ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
 - ・タクシー東京駅から約20分





2019

町村から日本を元気にする

町村自慢のグルメ・物産が有楽町に大集合!

被災地の特産品や
名物を買って復興支援!
復興応援コーナー
(ロビーギャラリー)

新コーナー

サテライト会場では、
「小さくてもキラリと光る
町村コーナー」登場!
グルメ・物産も販売!

各日とも先着1万名様に
オリジナルエコバッグを
プレゼント!



80体以上の
ご当地
キャラクターが
今年も大集合!



日時

11月30日 (土) 12~19時
12月1日 (日) 10~17時

会場

東京国際フォーラム
ホールE/ロビーギャラリー
サテライト会場:有楽町駅前広場

主催

全国町村会

後援

内閣府・総務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・観光庁・全国知事会・
全国市長会・全国都道府県議会議員会・全国市議会議員会・
全国町村議会議員会・東京都・読売新聞社

machiimura1-2019.com

町イチ村イチ



※掲載されている特産品などは都合により出展がない場合もございます。
※混雑が予想されますので、会場の一部で入場制限をさせていただく場合がございます。ご了承ください。

